

喜多方市行政改革大綱

～市民サービスの向上と将来にわたり持続可能な行財政運営を目指して～

平成 29 年 11 月

喜多方市

目 次

第 1 章 行政改革の取組

- 1 これまでの取組 . . . 1
- 2 行政改革大綱の取組成果 . . . 1
- 3 今後の取組等 . . . 3

第 2 章 行政改革大綱策定方針

- 1 国の状況 . . . 4
- 2 本市の現状と課題 . . . 4
- 3 行政改革大綱の位置付け（策定の趣旨） . . . 5

第 3 章 行政改革の基本目標

- 1 基本目標 . . . 6

第 4 章 実施概要

- 1 行政改革大綱 . . . 7
- 2 基本項目 . . . 8
- 3 計画期間 . . . 1 1
- 4 推進体制 . . . 1 1
- 5 進捗状況等の公表 . . . 1 1
- 6 体系図 . . . 1 2

第1章 行政改革の取組

1 これまでの取組

- (1) 喜多方市行政改革大綱【平成18年度～平成21年度】（平成19年3月策定）
- (2) 喜多方市行政改革大綱【平成22年度～平成26年度】（平成23年3月策定）
- (3) 喜多方市行政改革大綱【平成27年度～平成28年度】（平成27年6月策定）

2 行政改革大綱の取組成果

前行政改革大綱では、総合計画に掲げる諸政策を確実にかつ効率的・効果的に推進する行政体制を構築するため、平成27年度から平成28年度までの2年間を計画期間とし行政改革に取り組んできました。

「市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組」、「持続可能で安定した財政基盤確立の取組」、「市民との協働・連携の推進による行政運営の取組」の3の大綱と11の基本項目を設定し、限られた財源、限られた人員において、市民に満足していただける質の高い行政サービスの提供を目指し、44の実施項目を設けるとともに、平成27年度、平成28年度ともに54の取組に目標を定め、その達成に向けて取り組んできました。

その結果、平成27年度実績において、取組目標のうち数値で設定している（※1）25取組について、判定A又はBが20取組、判定Dが5取組であり、取組目標を数値で設定していない（※2）29取組のうち、検討段階の取組においては、検討継続が4取組であり、実施段階の取組においては、25取組のうち実施又は一部実施が17取組、実施に向けた調整又は実施に向け協議中が8取組となっております。

平成28年度実績において、取組目標のうち数値で設定している25取組について、判定A又はBが19取組、判定Cが2取組、判定Dが4取組であり、取組目標を数

※1 実施項目中、取組目標を数値で設定している取組については、目標に対する達成状況を4区分で示します。

「A」：90%以上、「B」：90%未満～70%以上、「C」：70%未満～50%以上、
「D」：50%未満

※2 実施項目中、取組目標を数値で設定していない取組については、以下の区分で示します。

①検討段階の取組（実施が決まっていないもの）

「検討前」：まだ検討に入っていない。

「検討継続」：検討を継続して行っている。

「検討終了」：検討が終了し、その結果が出ている。

②実施段階の取組

「実施に向けた調整」：調査の実施や協議に向けた調整を行っている。

「実施に向け協議中」：関係者等との協議を行っている。

「一部実施」：全体の一部について実施している。

「実施」：実施している。

値で設定していない 29 取組のうち、検討段階の取組においては、検討継続が 3 取組であり、実施段階の取組においては、26 取組のうち実施又は一部実施が 23 取組、実施に向けた調整又は実施に向け協議中が 3 取組となっており、取組目標を数値で設定している取組については 3 取組、取組目標を数値で設定していない取組については 6 取組が改善されるなど、取組の成果が表れています。

また、計画期間の平成 27 年度から平成 28 年度までの金額換算可能なものの実績は約 4 億 6,824 万円となり、取組の成果が表れています。

本市ではこれまで行政改革の推進と併せ、産業振興による地域経済の活性化を図り、自主財源の確保、財政健全化に向けた取組を行ってきました。

特に平成 23 年以降、企業誘致活動による 22 社の立地や増設と 180 人を超える雇用創出等の取組や東北最大規模を誇る三ノ倉高原ひまわり畑や日中線記念自転車歩行者道のしだれ桜並木等全国的な知名度を有する「花でもてなす喜多方」の取組等、地域資源や魅力を最大限に引き出す地域産業の活性化に取り組んできました。

このような産業基盤の充実により、平成 26 年度における本市内総生産（※3）は 134,294 百万円（平成 22 年度対比約 2 %の増加）、市民所得（※3）は 112,104 百万円（平成 22 年度対比約 5 %の増加）、一人当たり市民所得（※3）は 2,250 千円（平成 22 年度対比約 10 %の増加）となり、市税の増収等、自主財源の確保による財政基盤の強化が図られたところです。

また、このような施策を着実に実行する中においても、計画的な財政運営に注意を払い、財政指標の改善に努めたところ、財政の健全化を表す指標である実質公債費比率（※4）は、平成 17 年度の 21 %が、平成 28 年度には 8.9 %と約 12 ポイント低減するとともに、平成 19 年度決算から新たな財政健全化を示す指標となりました将来負担比率（※5）は、184.9 %が平成 28 年度には 45.5 %と約 140 ポイント低減し、2 つの指標とも大きく改善することができました。

※3 出典「平成 26(2014)年度福島県市町村民経済計算の概要」（H29.3 福島県企画調整部統計課）

※4 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、3 カ年平均になります。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下していることを表します。なお、18 %を超えると地方債の発行に国の許可が必要となります。

※5 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことです。この比率が 350 %以上で財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表が義務付けられます。

3 今後の取組等

前計画では、「将来にわたり持続可能な行財政運営を目指して」を基本目標とし、人員削減や事務事業の見直しなどの経費削減に取り組む一方、今まで以上に市民の視点に立ち、市民に満足していただける行政サービスの提供に努め、前述のとおり一定の成果を挙げてきたところです。

また、今後も普通交付税の合併特例措置の段階的縮減（※6）による交付額の減少が見込まれることから、今まで以上に「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」という観点から行財政運営を行っていくことが必要となります。

さらに、今まで以上に市民の視点に立ち、市民に満足していただける行政サービスの提供に努めていくため、市民によりわかりやすい情報の提供・共有に努め、行政改革の歩みを緩めることなく継続していくことが必要です。

※6 普通交付税の合併特例措置の段階的縮減

合併年度及びこれに続く10年間は、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の合算額が保証され、さらに、その後5年間は激変緩和措置により交付されます。

第2章 行政改革大綱策定方針

1 国の状況

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、2016 年度から 2020 年度までを計画期間とする「経済・財政再生計画」を策定し、経済の再生と財政の健全化を目指しているところです。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を通じ、国・地方を通じたボトムアップの改革を推進するものとしています。

また、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日総行経第 29 号通知）が示され、地方行政サービス改革の推進に関する主要事項として、行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進（民間委託の推進等）、自治体情報システムのクラウド化（※1）の拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化、自治体の財政マネジメントの強化、PPP/PFI（※2）の拡大が掲げられているところであり、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICT（※3）の活用や民間委託等の推進などによる更なる業務改革が必要であるとされています。

2 本市の現状と課題

本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行などにより大きく変化しているところであり、特に人口減少は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大など社会経済や市民生活への影響が懸念されているところです。

※1 自治体クラウド

クラウドとは、地方公共団体が情報システムを自らの庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組です。特に自治体クラウドは、複数の地方公共団体が一体となって情報システムの共同化と集約化を進めることにより、経費節減効果が期待できるとして、国が取組を推進しています。

※2 PPP/PFI

PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI はその一類型です。

PFI（Private Finance Initiative）とは、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

※3 ICT

ICT（Information and Communication Technology）とは、情報通信技術を表す言葉です。

自主財源の根幹である市税収入については、今後の伸びを見込むことが難しい状況にある中、施設の老朽化による改修費用の増加等が見込まれるところです。また、平成 28 年度から普通交付税及び臨時財政対策債の合併算定替えによる交付額等が段階的縮減となり、一般財源が減少していくと見込まれています。

このような中においても、行政サービスを維持・向上させていくためには、効率性を高めた上で質の高い市民サービスを提供していくことが求められるとともに、複雑化、多様化する行政課題や市民ニーズに対応する職員一人一人の能力と意欲の向上、また、その能力を十分に発揮できる組織づくりを進め、総合計画に掲げる諸施策を確実に実行し、将来を見据えた持続可能な行財政運営を実施していくことが必要です。

3 行政改革大綱の位置付け（策定の趣旨）

平成 29 年度から新たな総合計画「喜多方市総合計画（2017～2026）きたかた活力推進プラン」がスタートしました。

将来の都市像として「**力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち**」を掲げ、安定した雇用と市民所得の向上により、若い世代の定住を促すことや将来のまちづくりの担い手となる人材をあらゆる分野で育成することで、誰もが活躍する活力に満ちた元気なまちと市民が求める安心で快適な暮らしの実現を目指しています。

行政改革大綱は、総合計画に掲げる諸施策を確実にかつ効率的・効果的に実行し、将来の都市像の実現に向けて着実な進展を図るため、持続可能な行財政運営を構築するための指針となるものです。

第3章 行政改革の基本目標

1 基本目標

～市民サービスの向上と将来にわたり持続可能な行財政運営を目指して～

本市の最重要課題である人口減少対策はもとより、今後も社会経済情勢の変化により多様化すると考えられる行政課題に的確に対応していくことが求められます。そのためには、行政改革の歩みを緩めることなく、積極的に推進していかなければなりません。

これまでの削減や抑制を中心とした量的な部分の取組の成果を踏まえ、人員と予算の効率性を高めた上で質の高い市民サービスの提供を図ることを念頭に、現行のサービスについても市民満足度の向上に向けた視点等を強化し、サービスの量や質、実施方法等について改善、見直し等を常に行い、最適な状態で最大限の効果を創出することに努めます。

また、サービスを提供する側である職員一人一人の意識改革を推進し、限られた行政資源の有効活用により、持続可能な行財政運営を目指すことを目標に行政改革を進めていきます。

第4章 実施概要

1 行政改革大綱

基本目標のもと、以下のとおり大綱を設定します。

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

大綱2 健全な財政運営

大綱3 情報発信の充実・民間委託等の推進

大綱1

市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

市民の利便性向上と質の高いサービスの提供を図るため、ICTを活用した利用者の視点に立ったサービスを推進するとともに、新たな課題に迅速かつ的確に対応し、効率的なサービスの提供に向けた取組を推進します。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、協働によるまちづくりを推進するとともに、横断的な組織連携の推進や人材育成基本方針に基づく人材の強化により、時代の潮流に適応した行政サービスの向上を図ります。

大綱2

健全な財政運営

将来にわたり安定的・効率的な行財政運営を図るため、行政評価を推進し、その結果の施策展開への反映に努めるとともに、中期財政計画（※1）を策定し、財政収支の均衡と計画的で健全な財政運営を進めます。

また、歳入の適正確保を図るため、自主財源の確保に向けた取組を推進するとともに、歳出において増加が見込まれる公共施設等の維持管理について、長寿命化・更新等を公共施設等総合管理計画（※2）に基づき計画的に行うなど、財政負担の軽減、平準化を図ります。

※1 中期財政計画

今後の5年間における歳入歳出等の見通しを立て、財政収支の均衡及び財政健全化の確保を図り、総合計画に基づく諸施策を財政面から位置付けるために策定するものです。ただし、5年間固定した計画ではなく、情勢等に応じて、毎年度ローリングによる見直しを行っています。

※2 公共施設等総合管理計画

安全かつ安心な施設の提供、住民サービスの維持・向上、将来の財政負担の平準化等を目的に、長期的な視点での施設更新や老朽化対策等の管理に関する基本的な方針を定めた計画です。

大綱 3

情報発信の充実・民間委託等の推進

時代の潮流にあった様々な情報発信手法の活用と丁寧で分かりやすい行政情報の公開・提供を実施するとともに、市民に対する十分な説明責任と市民と行政間の情報の共有化を推進します。

また、継続した行政サービスの提供を図るため、市が実施している業務の民間委託等の拡大や指定管理者制度など民間活力の活用を推進するとともに、官民が連携して市民サービスを行う事業手法について検討を行います。

2 基本項目

大綱 1 「市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応」

(1) 市民サービスの向上の取組

マイナンバーカード（※3）を利用したコンビニエンスストア端末による各種証明書の交付サービスを実施するとともに、市民への普及拡大を図ります。また、ICT等を活用した市民の利便性向上を図るための各種事務事業を推進します。

また、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの充実など市民生活の向上や窓口サービスの更なる充実と効率的な組織機構の構築に向けた検討等を行います。

(2) 市民との協働によるまちづくり

各種審議会等委員の公募、パブリックコメント（※4）制度、行政懇談会の活用により広く市民の意見を聞く機会を充実させ、市民の意見が市政に反映される取組を推進します。

また、市民の視点やニーズに基づいた行政サービスを提供するため、市民、行政区、市民団体等との協働によるまちづくりを推進します。

※3 マイナンバーカード

本人確認のための身分証明書としての利用や税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認用に利用できるカードです。申請により無料で交付されます。

※4 パブリックコメント

基本的な施策に関する条例等を策定する際に、市民に内容を公表し、寄せられた意見を整理したうえで最終的な意思決定を行うもので、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の制度のことです。

(3) 横断的な組織連携と人材育成等の推進

複雑化・多様化する行政需要に対応するため、プロジェクトチームの設置等、課を超えた横断連携を推進するとともに、職員の意識改革と政策形成能力等の向上が図られるよう「人材育成基本方針」に基づく自己啓発、人材育成を推進します。

また、ICTの活用による業務改善や効率化に向けた取組を推進するとともに、職員の意欲開発、資質向上を図るため、客観的で公正性や透明性が高く実効性のある人事評価を実施します。

大綱2「健全な財政運営」

(1) 効率的・効果的な行財政運営

行政評価システム（※5）を効果的に活用し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルに基づく、事業活動と成果の分析による進捗管理の適切な実施や中期財政計画を作成し、事業の適正な位置付けを行うことにより、安定的・効率的な財政運営に向けた取組等を進めます。

(2) 歳入の適正確保に向けた取組

処分可能な財産の売却や貸付、広告事業の推進等、有効的な活用方法により、自主財源の確保に向けた取組を推進します。

また、使用料及び手数料については、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に、適正な負担となるよう見直しを進めます。

(3) 公共施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視点に立った維持補修や更新等を行うとともに、維持管理の効率化による経費の削減に努め、施設全体の最適化を推進します。

※5 行政評価システム

行政が実施する施策や事務事業について、目的を明確にしながら行政自らが住民の視点に立ち、「市民にとっての効果はなにか」「当初期待したとおりの成果はあがっているのか」という観点から事業等の成果を数値化し、客観的に評価・検証を行うもので、その結果を継続的に行政活動に反映させる仕組みです。また、行政評価には、施策の内容についての評価を行う施策評価や、個々の事務事業について評価を行う事務事業評価があります。

また、譲渡可能な市有集会施設については、地域コミュニティのさらなる醸成を推進するとともに適切な維持管理の観点から、行政区等への無償譲渡を推進します。

(4) 地方公営企業（※6）の健全経営等

水道事業については、「喜多方市水道事業経営戦略」に基づき、健全経営を維持します。下水道事業については、「喜多方市下水道事業経営戦略」に基づき、経営健全化を図ります。

また、水道事業については、安全・安心で低廉な水道水の供給を継続し、下水道事業については、安定した下水道サービスの提供を維持していきます。

大綱3「情報発信の充実・民間委託等の推進」

(1) 情報発信の充実

広報きたかたやホームページ等を活用しながら、わかりやすく効果的な情報発信を行うとともに、市が保有する様々なデータについて、市民が利活用しやすい形で公開することに努めます。

(2) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、行政と民間等との役割を考慮しながら、民間委託等の実施が可能な事務事業について、適正な管理監督等のもとに、民間委託等の推進を図ります。

また、多様化する市民ニーズに、より効率的かつ効果的に対応するため、公の施設の管理・運営について指定管理者制度（※7）の推進等、官民連携事業の手法導入について検討を行います。

※6 地方公営企業

地方公共団体が経営する企業のうち、水道・下水道・地方鉄道・電気・ガスなどの公共性の高い事業のことです。

※7 指定管理者制度

地方自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）の管理・運営を、民間事業者やその他の団体に委託することができる制度のことです。公の施設の管理・運営に民間等のノウハウを導入することで、市民サービスの質の向上や行政コストの縮減を目指すものです。

3 計画期間

平成 29（2017）年度から喜多方市総合計画の中間年度である平成 33（2021）年度までの5年間とします。

また、行政改革大綱に定めた項目に沿った実施計画を策定します。

4 推進体制

(1) 喜多方市行政改革推進本部

行政改革の推進を図るため、庁内に市長を本部長とする「行政改革推進本部」を設置し、全庁体制で取り組みます。

(2) 喜多方市行政改革推進委員会

行政改革の取組方針及び計画の策定並びに実施状況については、民間の有識者からなる「行政改革推進委員会」において、市長の諮問に応じ調査審議します。

5 進捗状況等の公表

行政改革の実効性を高めるとともに開かれた行政改革を推進するため、市ホームページ、広報紙等にて進捗状況等を報告・公開するなど、効果のある行政改革を推進します。

喜多方市行政改革大綱 体系図

基本目標

市民サービスの向上と将来にわたり持続可能な行財政運営を目指して

大綱

大綱 1
市民サービスの向上
と多様化するニーズへの
対応

大綱 2
健全な財政運営

大綱 3
情報発信の充実・
民間委託等の推進

基本項目

- (1) 市民サービスの向上の取組
- (2) 市民との協働によるまちづくり
- (3) 横断的な組織連携と人材育成等の推進

- (1) 効率的・効果的な行財政運営
- (2) 歳入の適正確保に向けた取組
- (3) 公共施設マネジメントの推進
- (4) 公営企業の健全経営等

- (1) 情報発信の充実
- (2) 民間委託等の推進

